平成28年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県地域振興部市町村振興課

目 次

第1編 市町村税の概要

- 一 市町村税の現況
 - 1 税率の採用状況
 - 2 税目別の状況
 - (1) 市町村民税
 - (2) 固定資産税
 - (3) 軽自動車税
 - (4) 市町村たばこ税
 - (5)都市計画税
 - (6) 国民健康保険税(料)
 - 3 決算等の状況

第2編 総 括 資 料

- 一 市町村民税
 - 平成28年度 市町村民税等の納税義務者数等
 - 平成28年度 個人の市町村民税の納税義務者数等
 - 平成28年度 個人の市町村民税の所得割額等
 - 平成28年度 所得種類別の算出税額
 - 平成28年度分に係る所得控除等の人員等
 - 平成28年度 個人の県民税の所得割額等
 - 平成28年度 市町村民税の特別徴収義務者数等
 - 平成28年度 青色申告者及び事業専従者の状況
 - 平成28年度 控除対象配偶者及び扶養親族の人員別納税義務者数
 - 平成28年度 市町村税の徴収に要する経費等

二 固定資産税

- 平成28年度 固定資産税の納税義務者数(法定免税点以上のもの)
- 平成28年度 固定資産税の課税標準額及び構成比(法定免税点以上のもの)
- 平成28年度 固定資産(土地)の地積
- 平成28年度 固定資産(土地)の決定価格等
- 平成28年度 固定資産(土地)の筆数
- 平成28年度 市街化区域農地の状況
- 平成29年度 固定資産(土地)に係る提示平均価額
- 平成28年度 木造家屋の状況
- 平成28年度 非木造家屋の状況
- 平成28年度 固定資産(家屋)の変動状況(木造家屋)
- 平成28年度 固定資産(家屋)の変動状況(非木造家屋)

平成28年度 固定資産(家屋)に係る対前年度比較(木造家屋)

平成28年度 固定資産(家屋)に係る対前年度比較(非木造家屋)

固定資産(家屋)の課税標準額等(法定免税点以上のもの) 平成28年度

固定資産 (家屋) の軽減税額等 平成28年度

平成28年度 固定資産(償却資産)の所有者別状況(法定免税点以上のもの)

平成28年度 固定資産(償却資産)の決定者別状況(法定免税点以上のもの)

固定資産(償却資産)の市町村長が価格等を決定したものにおける課税標準の特例規定の適用状況 平成28年度

平成28年度 固定資産(償却資産)の段階別納税義務者数

固定資産(償却資産)の段階別課税標準額 平成28年度

平成28年度 国有資産等所在市町村交付金の交付額

国有資産等所在市町村交付金の台帳価格等 平成28年度

三 軽自動車税

平成28年度 軽自動車の種類別課税台数

四 特別土地保有税

平成27年度 特別土地保有税の徴収実績等

五 都市計画税

平成28年度 都市計画税の状況

平成28年度 都市計画税の地積等(法定免税点以上のもの)

平成28年度 都市計画税の決定価格等(法定免税点以上のもの)

六 国民健康保険税(料)

平成27年度 国民健康保険税(料)の状況

平成27年度 国民健康保険税(料)の実績等

第3編 付 属 資 料

- 一 平成27年度 市町村税の税目別決算額
- 二 平成27年度 地方譲与税の対前年度比較
- 三 平成28年度 普通交付税基準財政収入額

第 1 編

市町村税の概要

一 市町村税の現況

市町村税は、その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される普通税と特定の費用に充てるために課される目的税から構成されている。

本県の市町村では、普通税として市町村民税と固定資産税を2本柱に、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税を課税している。

一方、目的税については、入湯税(奈良市、大和郡山市、橿原市、平群町、三郷町、吉野町、天川村、十津川村)、事業所税(奈良市)及び都市計画税(奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町)の3税目が課税されている。

国民健康保険税については、国民健康保険料を賦課している奈良市、天理市、香芝市を除く36市町村で課税されている。

本県においては、法定外税(地方税法に定められた税目以外に、条例により新設された税目)を課税している団体はない。

平成27年度決算における市町村税課税総額(現年課税分調定済額)は、対前年度比で0.1ポイント上昇し、税目別内訳は第1表に示すとおりである。主な要因として、市町村民税の増加が挙げられる。

(平成28年3月31日現在)

第1表 市町村税課税総額(現年課税分調定済額)

(単位: 千円、%)

	平成26年度	平成27年度		対比
	A	В	比率	B/A
一 普通税	159, 592, 986	159, 848, 361		100. 2
1. 市町村民税	81, 331, 648	82, 253, 580	48.6	101. 1
2. 固定資産税	67, 664, 727	67, 095, 329	39.6	99. 2
3. 軽自動車税	2, 218, 430	2, 270, 455	1.3	102.3
4. 市町村たばこ税	7, 945, 873	7, 796, 689	4.6	98. 1
5. 特別土地保有税	432, 308	432, 308	J	I
二 目的税	9, 572, 571	9, 481, 376		99. 0
1. 入湯税	39, 086	41, 187	0.0	105.4
2. 事業所税	944, 593	942, 308	0.6	99. 8
3. 都市計画税	8, 588, 892	8, 497, 881	5.0	98. 9
合 計	169, 165, 557	169, 329, 737	100.0	100. 1
国民健康保険税	21, 063, 137	20, 285, 226		96. 3
国民健康保険料	11, 985, 085	11, 534, 482	Ub Elexandr	96. 2

【出典:地方財政状況調査】

1. 税率の採用状況

(1) 市町村民税

個人の均等割、所得割及び法人の均等割については、県内の全市町村が標準税率を採用している。 法人税割については次のとおり。

- ◇ 制限税率の12.1%を採用しているのは、奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・川西町・明日香村の10市1町1村。
- ◇ 不均一課税により、資本金1,000万円を超えるものに12.1%、資本金1,000万円以下のものに9.7%の税率を採用しているのは、**葛**城市・高取町・王寺町・大淀町・下市町の1市4町。
- ◇ その他の市町村においては、標準税率の9.7%を採用している。

(2) 固定資産税

固定資産税で超過税率を採用しているのは、平群町(1.58%)、十津川村(1.6%)、下北山村・上北山村(1.65%)の1町3村で、その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

(3) 都市計画税

都市計画税を課税している団体の税率は、斑鳩町 (0.15%)、五條市・御所市・三郷町・田原本町・王寺町 (0.2%)、奈良市・大和高田市 (0.25%)、大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市 (0.3%[制限税率])となっている。

(平成28年4月1日現在)

平成28年度 市町村民税等の税率

平成28年度	. 中间科	氏代寺り	764																	
	個	市		法	町		村		民		税			鉱品	童 税		事業	所税		
市町村名	均等割	所得割	注	均	区分(地方	等 税 法 🤋	ž 3 1 2	条 第	割 1 項))	法人税割	固 定資産税	二百万円	左欄以外	入 湯 税		従業者割	都 市計画税	市町村名
	~3 47 E1	1711 14 111	第9号	第8号	第7号	第6号	第5号	第4号	第3号	第2号	第1号	7477176H1	96	以下	4 18 × 71	н	A /E B	W. 4 1 11	96	
奈 良 市	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400,000	160,000	150,000	130.000	120,000	50,000	12.1	1.4	,,	7.0	150	600	0.25	0.25	奈 良 市
大和高田市	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400.000	160,000	150,000	130,000	120.000	50,000	12.1	1.4						0.25	大和高田市
大和郡山市	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400.000	160,000	150,000	130,000	120.000	50,000	12.1	1.4			150			0.30	大和郡山市
天 理 市	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400.000	160,000	150,000	130,000	120.000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0				0.30	天 理 市
橿原市	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160.000	150.000	130.000	120.000	50,000	12.1	1.4			150			0.30	橿原市
桜 井 市	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160,000	150,000	130.000	120.000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0				0.30	桜 井 市
五 條 市	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0				0.20	五 條 市
御所市	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400.000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0				0.20	御所市
生 駒 市	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160.000	150.000	130.000	120.000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0	150			0.30	生 駒 市
香 芝 市	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160,000	150,000	130.000	120.000	50,000	12.1	1.4	0.7	1.0					香 芝 市
葛 城 市	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160,000	150,000	130.000	120.000)00万円以下 9.7 1 す 場 合 12.1	1.4	0.7	1.0	150				葛 城 市
宇陀市	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0					宇 陀 市
山 添 村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							山 添 村
平群町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.58						0.20	平 群 町
三 郷 町	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160,000	150,000	130.000	120.000	50,000	9.7	1.4			150			0.20	三 郷 町
斑 鳩 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4						0.15	斑鳩町
安 堵 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							安 堵 町
川 西町	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160,000	150,000	130.000	120.000	50,000	12.1	1.4							川 西町
三 宅 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							三 宅 町
田原本町	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	150			0.20	田原本町
曽 爾村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							曽 爾 村
御杖村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0					御杖村
高 取 町	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160,000	150,000	130.000	120.000)00万円以下 9.7 1 す 場 合 12.1	1.4							高 取 町
明日香村	3.500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400.000	160,000	150,000	130.000	120.000	50,000	12.1	1.4							明日香村
上 牧 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	150				上 牧 町
王 寺 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50.000 起)00万円以下 9.7 1 す 場 合 12.1	1.4	0.7	1.0	150			0.20	王 寺 町
広 陵 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							広 陵 町
河 合 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							河 合 町
吉 野 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4			1 00				吉 野 町
大 淀 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50.000 起)00万円以下 9.7 1 す 場 合 12.1	1.4							大 淀 町
下 市 町	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50.000 <u>1</u> (超)00万円以下 9.7 1 す 場 合 12.1	1.4	0.7	1.0	100				下 市 町
黒 滝 村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4							黒 滝 村
天 川 村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410.000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	100				天 川 村
野 迫 川 村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	1 50				野 迫 川 村
十 津 川 村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.6	0.7	1.0	1 50				十 津 川 村
下北山村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.65	0.7	1.0	150				下 北 山 村
上北山村	3,500	6.0	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.65	0.7	1.0	100				上 北 山 村
川 上 村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400.000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	1 50				川 上 村
東吉野村	3,500	6.0	3,000,000	1.750.000	410,000	400.000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	9.7	1.4	0.7	1.0	1 50				東吉野村
<参考>										•						【出典:	平成28年度市	5町 村税の税 3	警察の調(平成2	28年4月1日現在)]
標準税率	3 500	6.0	3 000 000	1 750 000	410 000	400 000	160 000	150 000	130 000	120 000	50 000	9.7	1.4	0.7	1.0	150	600	0.25	_	標準税率

2. 税目別の状況

(1) 市町村民税

①納税義務者数

市町村民税の納税義務者数は、個人・法人とも増加しており、対前 年度比1.1%~1.4%の増となっている。

第3表 納税義務者数の動向

(単位:人、%)

				H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率
				1	2	2-1	3/1
均等	\$割	(個	人)	611, 720	618, 720	7,000	1. 1
所		得	割	554, 108	560, 530	6, 422	1.2
均等	筝 割	(法	人)	25, 673	26, 039	366	1. 4
法	人	税	割	25, 551	25, 900	349	1. 4

【出典:課税状況等調(各年7月1日現在)

②所得割額

所得割額は、対前年度比0.6%の減となっており、「給与所得者」、「営業等所得者」及び「その他の所得者」における減少(対前年度比0.6%~3.5%の減)が影響している。

第4表 所得割額の動向

(単位:千円、%)

77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77				
	H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率
	1	2	2-1	3/1
給 与 所 得 者	55, 617, 086	55, 309, 218	▲ 307, 868	▲ 0.6
営業等所得者	3, 037, 103	2, 930, 667	▲ 106, 436	▲ 3.5
農業所得者	59, 502	60, 599	1, 097	1.8
その他の所得者	6, 733, 477	6, 673, 386	▲ 60, 091	▲ 0.9
分離譲渡所得等を有する者	3, 049, 030	3, 141, 440	92, 410	3. 0
合計	68, 496, 198	68, 115, 310	▲ 380, 888	▲ 0.6

【出典:課税状況等調(各年7月1日現在)】

③法人税割額

法人税割額は、対前年度比3.0%の増となっている。

第5表 法人税割額の動向

(単位·千円 %)

70 20	124,	У Г ОЦЦ.	1 H7/ , , ,	r/11.1			(+1:	111/ /0/
					H 2 6	H 2 7	増減 ③	増減率
			_		1	2	2-1	3/1
法	人	税	割	額	6, 989, 148	7, 199, 836	210, 688	3. 0
					V . I . II	~m <\/ (5 >= 66 ~m	. / 4 4	

【出典:課税状況等調(各年7月1日現在)】

(2) 固定資産税

①納税義務者数(法定免税点以上のもの)

固定資産税の納税義務者数は、土地・家屋・償却資産とも増加しており、対前 年度比0.5%~7.8%の増となっている。

第6表 納税義務者数の動向

(単位:人、%)

<u> </u>	7 17 794 - 1741 4			. / •• / •/
	H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率
	1	2	2-1	3/1
土 地	397, 275	399, 155	1,880	0.5
家屋	435, 220	437, 954	2, 734	0.6
償却資産	8, 886	9, 581	695	7.8
計	841, 381	846, 690	5, 309	0.6

【出典:概要調書(各年4月1日現在)

②土地及び家屋の面積(評価総地積、総床面積)

土地の評価総地積は、宅地及びその他で若干の増加があ り、全体で対前年度比0.1%の増となっている。

土地の地目別構成割合は、全国と比較すると山林の割合 が高い。

家屋の総床面積は、全体で対前年度比で増減無しとなっ ている。

家屋の構造別構成割合は、全国と比較すると木造家屋の 割合が高い。

③課税標準額

平成28年度の固定資産税の課税標準額は、全体では対 前年度比1.5%の増となっている。

課税客体の構成割合は、土地・家屋・償却資産で概ね 43:43:14で、全国と比較すると本県は償却資産の割合が 低く、土地の割合が高い。

第7表 土地・家屋の面積の動向

///	7 11	7,1-/- HI 12	(- 201 1				(1	11111 ()0)
/	/	H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率	構	成割	合
		1	2	(2)-(1)	3/1	H 2 7	H 2 8	全国(H27)
	田	187	187	0	0.0	13.6	13.6	16.0
土	畑	80	80	0	0.0	5.8	5.8	14.8
	宅 地	152	153	1	0.7	11.0	11.1	10. 4
1.1	山林	878	878	0	0.0	63.8	63. 7	49. 1
地	その他	79	80	1	1.3	5. 7	5.8	9.6
	計	1, 376	1, 378	2	0.1	100.0	100.0	100.0
家	木 造	50	50	0	0.0	57. 5	57. 5	49.8
	非木造	37	37	0	0.0	42.5	42.5	50.2
屋	計	87	87	0	0.0	100.0	100.0	100.0
					山山山、田	正田・田・サーイク	て年 4 目 1 1	1 租 左) 】

【出典:概要調書(各年4月1日現在)】

(単位:km²、%)

(単位:億円、%)

第8表 課税標準額の動向

21	41 1 121 771	•					
	H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率	構	成割	合
	1)	2	2-1	3/1	H 2 7	H 2 8	全国(H27)
土 地	20, 593	20, 514	▲ 79	▲ 0.4	42.6	41.8	39.0
家屋	20, 916	21, 495	579	2.8	43.2	43.8	43. 2
償却資産	6, 879	7,081	202	2.9	14. 2	14.4	17.8
計	48, 388	49, 090	702	1.5	100.0	100.0	100.0
				7 . I . II . IH	r / 4		

【出典:概要調書(各年4月1日現在)】

(3) 軽自動車税

軽自動車税の課税台数は、対前年度比0.1%の減となっている。

第0表 軽白動車税の動向

第9表 軽自動	動車税の動向	J	(単位	: 台、%)
	H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率
	1	2	2-1	3/1
課税 台数	497, 509	497, 237	▲ 272	▲ 0.1

【出典:課税状況等調(各年7月1日現在)】

(4) 市町村たばこ税

市町村たばこ税の平成27年度の調定済額(決算額)は、対前年度比1.9%の減と なっている。

第10表 市町	J村たばこ税の	り動向	(単位:=	千円、%)
	H 2 6	H 2 7	増減 ③	増減率
	1	2	2-1	3/1
調定済額	7, 945, 873	7, 796, 689	▲ 149, 184	▲ 1.9

【出典:地方財政状況調査】

(5) 都市計画税

都市計画税を課している団体は、9市4町(奈良市、大和高田市、大和郡山 市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田 原本町、王寺町)の13団体である。この他、平群町は平成3年度から課税を 凍結している。

課税区域面積は、対前年度比で0.3%の減となっている。 納税義務者数は、対前年度比で、土地が増、家屋が減となっている。 課税標準額は、対前年度比で、土地が減、家屋が増となっている。

<u>第11表 都市計画稅</u>	色の動向		(単位:付	意円、%)
	H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率
	1	2	2-1	3/1
課税区域面積(fm²	102, 917	102, 595	▲ 322	▲ 0.3
納税義務者数 土地	236, 010	234, 807	▲ 1, 203	▲ 0.5
(人) 家屋	271, 055	272, 953	1, 898	0.7
課税標準額 土地	18, 730	18, 703	▲ 27	1 0. 1
家屋	10,010	14, 245		2.9

【出典:都市計画税に関する調(各年4月1日現在)】

(6) 国民健康保険税(料)

加入者の状況は、加入世帯数が対前年度比1.5%の減、被保険 者数は2.9%の減となっている。

課税総額は、いずれの区分においても対前年度比で減少と なっている。

第12表	国民健康保険税	(料)	の動向	_
			110.5	т

第12玄 国民健康保険税(将)の期间			(単位: 世帝、	八、%)	
		H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率
		1	2	2-1	3/1
加入者の状況	世帯数A	207,865	204,840	▲ 3, 025	▲ 1.5
	被保険者数 B	362,461	351,918	▲ 10, 543	▲ 2.9
加入1世帯 被 保 険	当たり 者 数 B/A	1.7	1.7	▲ 0.0	▲ 1.5

【出典:課税状況等調(各年3月31日現在)】

第13末 運税総額の動向

(単位: 千田 %)

<u></u>				
	H 2 7	H 2 8	増減 ③	増減率
	1	2	2-1	3/1
基礎課税分	24,045,660	23,266,078	▲ 779,582	▲ 3.2
後期高齢者支援金等課税分	6,492,112	6,365,992	▲ 126,120	▲ 1.9
介護納付金課税分	2,532,151	2,451,371	▲ 80,780	▲ 3.2

【出典:課税状況等調(各年3月31日現在

3. 決算等の状況

市町村税(国民健康保険税(料)を除く)の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

徴収率は、現年課税分は99.0%(対前年度比0.2%の増)、滞納繰越分は25.9%(対前年度比6.5%の増)、合計徴収率は94.9%(対前年度比0.9%の増)となった。厳しい納税環境のなか、前年度を上回ることができた。

しかしながら、全国平均(平成27年度:現年課税分99.0%、滞納繰越分25.9%、合計96.0%)と比較すると、依然として低い水準にあり更なる徴収努力がもとめられる。

